

特定外来生物指定の考え方について

1. 今回の特定外来生物指定の位置付け

平成 27 年 3 月に公表した生態系被害防止外来種リストを受け、現時点で指定が可能と考えられる外来種について指定に向けた検討を進める。

なお、今後の指定に関する考え方等については、各分野の専門家グループ会合を受けて開催する特定外来生物等専門家会合（全体会合）において意見を伺う予定。

2. 本年度の特定外来生物の指定の全体方針

(1) 優先順位について

生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、被害の未然防止効果が高い以下の区分に位置づけられている種類を中心に指定を進める。

なお、以下の区分に該当しない場合にも、現時点で指定すべき種については、指定候補として検討する。

- 定着予防外来種（侵入予防外来種、その他の定着予防外来種）
- 総合対策外来種のうち定着段階が「侵入初期/限定分布」₁、「小笠原・南西諸島」のもの

(2) 生物分類群別の方針

今年度は、被害の未然防止効果が高い種（侵入予防外来種）が多く、ペット・観葉植物等としての利用はあるものの、現時点では利用が少ない種が存在する「爬虫類」₁、「両生類」₁、「魚類」₁、「植物」を対象として検討する。

その他の分類群（「哺乳類」₁、「鳥類」₁、「昆虫類」₁、「陸生節足動物」₁、「その他の無脊椎動物」₁）については、今回の指定後に検討を進める予定。

< 植物 >

外来生物法による未然防止効果が高く、迅速に指定可能な種類を指定候補として検討を進める。なかでも、旺盛な繁殖力を持ち急激な分布拡大のおそれのある水草類やイネ科植物を主な対象として検討する。

なお、観賞用等として多く栽培等されている種については、意図的又は非意図的な放出の防止等に係る普及啓発を実施する。

< 指定候補 >

侵入予防外来種

ビーチグラス

総合対策外来種のうち定着段階が「侵入初期/限定分布」₁、「小笠原・南西諸島」のもの

ツルヒヨドリ（コバナツルギク）、ナガエモウセンゴケ、エフクレタヌキモ

3．指定までのスケジュール（案）

平成 28 年 1 月～ ： 専門家グループ会合（植物）

平成 28 年 3 月 ： 専門家会合（全体会合）

平成 28 年 7 月頃 ： 特定外来生物に指定